

あさがお

あさがおニュースレターV.O. 8

2007/03/20発行
大津市浜大津3-2-4
NPO法人 あさがお
発行人 鎌田昭二郎

パネルディスカッション

「成年後見制度」をもっと活かすために！

―生活を支える仕組みを考える―

3月17日、コフレしがにてパネルディスカッション『成年後見制度をもっと活かすために！』を開催いたしました。福祉関係者だけでなく、年齢を問わず一般の方にも多数ご参加いただき、大盛況で終えることができました。

今回は、成年後見制度における生活支援（身上監護）のあり方について今後の方向を探ることを目的とし、前半は厚生労働省中井川誠氏、東濃成年後見センター山田隆司氏、大津市蓮琴学区社会福祉協議会小倉勝世氏、せせらぎ法律事務所竹下育男氏をパネリストとして、滋賀女子短期大学佐藤伸隆氏をコーディネーターとしてお迎えしました。

まず、中井川氏からは成年後見の制度的なご説明をいただき、成年後見の実態の把握の必要性についてお話いただきました。次に山田氏は、ご自身の現場での経験から身上監護の難しさについてお話



され、続いて小倉氏からは、事例に基づき、「現場にはあらゆる事例が存在する。皆が少しずつ幸せになれる社会を作らなければならぬ」というお話をしていただきました。そして、竹下氏からは、成年後見の法的なご説明をいただき、成年後見の負担の必要性についてお話をいただきました。福祉は万能ではないというお話が特に印象的でした。

後半はさわやか福祉財団理事長・堀田力氏に「成年後見制度への期待と課題」と題しご講演をいただきました。講演では、まず成年後見の成立の背景について、今後の成年後見のあり方について説明されました。市民後見人養成講座の開催の意義や必要性について述べられ、後見人が扱う事項の幅広さや重要性について強調されていました。特に、後見人が必要最小限度行うべきこととして、「本人に代わって判断をすること」と「本人にとって必要なことをやってくれる人を探ることやその仕組みをみつけること」を挙げられ、ネットワーク作りの必要性を説かれました。聴講の皆様からさまざまな御意見を頂き、制度の内容を皆で考える良い機会となったと思います。



成年後見豆知識 テーマ：身上監護

今回は、成年後見人の主な職務の一つ、身上監護についてご紹介します。

民法第858条には成年後見人の身上配慮義務が規定されており、成年後見人が後見事務を行うにあたっては、本人の心身の状態および生活の状況への配慮が責務とされていることが明示されています。身上監護の範囲は、一身専属的権利を除く被後見人の身上に関する一切の事項です。もちろん、本人の年齢や性別、どのような精神状態にありどのような生活困難を抱えているか等によってその内容は異なるため一般化できるものではありません。あさがおでも、



被後見人の個別的な状況を踏まえその範囲や内容を検討し、試行錯誤しながら行っています。

身上監護の方法は、家事の代行や身体介護をするといった事実行為ではなく、生活障害が解決するよう医療・福祉サービス等の社会資源を活用するため本人に代わって契約を締結するといった法律行為であるとされています。しかし、そのためには生活を把握し、サービスの利用状況を見守り、継続的に本人を支援していく事実行為が必要です。身上監護においては、被後見人の日常生活に絶えず関心を寄せながら、医療・福祉等の関係者と密接に連携を保っていくことが重要になります。

虐待問題研修会を開催しました！

2月8日、9日、19日の3日間に亘って、平成18年度滋賀県高齢者虐待問題研修会を開催しました。この研修会は、市町担当課や地域包括支援センターの職員を対象に、虐待ケースへの介入時に必要とされる知識や技能等の習得を目的としたもので、第1、2回は龍谷大学の山田容先生、第3回は同大学の山辺翔子先生を講師としてお招きしました。

山田先生は虐待問題の基礎についてご講義くださった後、グループワークによる面接技法の基礎を確認し、実際に具体的事例を念頭に、グループが交互に面接を行なってみることで、ソーシャルワークの実践的な理解を図る講義をして下さいました。山辺先生は、ソーシャルワークの考え方についてご講義くださった後、グループワークではKJ法をもとに具体的事例を検討することで、支援におけるアセスメントの視点と具体的な方法、さらに支援計画策定方法について理解を深める講義をして下さいました。講義後のアンケートでは、講義とグループワークが交互にあり実践的で良かった、演習を通して実際に体験できてよかったなどの意見を多数頂戴し、グループワークを通して日常の業務を振り返る良い機会にすることができたのではないかと思います。



かまだ塾第五回

平成18年度に5回シリーズで計画しました「かまだ塾」も、2月16日に開催した第5回で最終回を迎えました。今回の講師は弁護士の上井裕明先生で、「消費者被害戦国記」と題し、実務で体験されておられる事例を交え、身近な悪質商法の被害について詳しくお話ししていただきました。

次から次へと手口を変え、一度被害に遭った消費者を繰り返し狙うという手法が最近の悪質商法の傾向だそうです。高齢者が被害に遭うケースが多く、特に70歳代の1人暮らしの女性や高齢者の夫婦世帯の被害が顕著に見られ、老後の資金を狙われたり、蓄えがなくてもクレジットカードの利用で被害に遭ったりといったケースが後を絶たないそうです。

高齢者の消費者被害を防ぐには、高齢者の生活に最も近いところにいるヘルパーの役割が重要で、様子の変化に気がついたらすぐに消費生活センターや弁護士等にすぐ相談すること、また日頃から高齢者を支援するメンバーの連絡網を作っておくことも必要なこととお話されていきました。

1講座10名の定員で出発した「かまだ塾」でしたが、各回とも盛況で、多いときには20名近くの参加者であさがおの応接室があふれかえりました。講師の先生方やお参加いただいた方々にこの場をお借りしてお礼を申し上げます。



編集後記

あさがおも皆様に支えられて3年目の春を迎えました。後見件数は増える一方で、改めて権利擁護のニーズを肌でひしひしと感じております。職員一同、初心と笑顔を忘れず、日々努めていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひします。

これまで1年間あさがお通信を担当させていただきましたが、4月より進学のため今月末であさがおを卒業することになりました。今後は皆様と共にあさがおの成長を外側から応援していきたいと思っております。今までありがとうございました。(馬場)

今月の一句

恋している

ことだけほんと 万感節

加藤風信康

*** 会員募集しています ***

私たちの活動に賛同・支援していただける個人・法人の会員を募集しています。

個人 入会金 1,000円 年会費 5,000円
 団体 入会金 10,000円 年会費 50,000円

お問い合わせは077-522-0799まで。